

碧南市開発・建築事業に伴う道路の計画・整備に係る設置基準

(目的)

第1条 この基準は、開発事業及び建築事業（以下「事業」という。）により、開発事業者及び建築事業者（以下「事業者」という。）が道路を新設し当該新設した道路を碧南市に帰属させる場合及び事業に伴い碧南市が管理する既設道路を改良する場合における道路の設置基準を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180条）第2条に規定する一般交通の用に供する道路及び碧南市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年碧南市条例第34号）第2条第1号に規定する一般交通の用に供する法定外公共用物道路
- (2) 道路施設 道路及び道路と一体となってその効用を全うする施設並びに工作物
- (3) 開発道路 事業により事業区域内に設置される道路
- (4) 道路管理者 前第1号の道路を管理する者

(事前調査)

第3条 事業者は、事業を行う上で現地の事前調査を十分に行うものとする。

2 事業者は、地下埋設物を調査し、その管理者と協議するものとする。

(開発道路の計画)

第4条 事業者が開発道路の設置を行うときは、この基準のほか都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条に規定する開発許可の基準及び碧南市開発建築事業指導要綱並びに碧南市開発・建築事業指導基準に基づき計画するものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者が開発道路の設置を行うときは、「道路構造令」（昭和45年政令第320号）、「道路構造の手引き」（愛知県建設局）等に準拠して計画するものとする。

(開発道路の配置)

第5条 開発道路は、原則道路から道路に通り返けるものとする。ただし、当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が予定されている場合及びその他市長が認める場合は、この限りでない。

2 開発道路の有効幅員は次の表に定めるところによる。

開発規模	通り抜け道路	行き止まり道路
3,000 m ² 未満の開発	5.0メートル	6.0メートル
3,000 m ² 以上の開発	6.0メートル以上	6.0メートル

3 道路の有効幅員を測るときは、原則道路側溝を含まないものとする。ただし、既設の道路側溝に蓋があるとき又は事業者が道路側溝用蓋を設置するときは、有効幅員に含むことができる。

4 開発道路がP型道路となる場合は、直線の延長は10メートル以上かつ50メートル以下とする。また、P型中心部にある画地の幅は、それぞれ10メートル以上とする。

5 開発道路が行き止まり道路となる場合は、延長は10メートル以上かつ50メートル以下とする。

6 事業により設置する転回広場及び避難通路は、原則市の帰属の対象としない。

7 開発道路が9メートル以上の場合は、縁石又は柵その他これらに類する工作物によって車道から分離される歩道等（以下「歩道等」という。）を設置するものとする。

8 歩道等の幅員は、次の表に定めるところによる。

区 分	歩道等	
	自転車歩行者道	歩道
歩行者の交通量が多い道路	4.0メートル	3.5メートル
その他の道路	3.0メートル	2.0メートル

（開発道路の線形）

第6条 開発道路の線形は、地形及び地域の土地利用との調和に配慮するとともに、線形の連続性及び平面・縦断両線形との調和を図り、交通の安全性、円滑性及び施工、維持管理等を検討して決定するものとする。

2 行き止まり道路の線形は、原則直線とする。ただし、見かけの隅切りを設ける場合は、180度から165度の範囲で屈曲を1箇所認めるものとする。

（開発道路の交差）

第7条 開発道路の交差は、安全性を配慮し次に定めるところによるものとする。

(1) 道路が平面交差する場合は、5以上の道路を交差させないものとする。

(2) 交差点の間隔は、できるだけ大きくおくものとする。

(3) 交差点は、直角又は直角に近い角度とし、原則として75度以上とする。

- (4) 道路の交差部には、視認性を考慮して隅切りを設けるものとする。隅切りは、原則二等辺三角形とし、隅切りの長さは次の表に定める値を標準とする。

道路の区分及び道路幅員		長さ
幅員 9 m 未満の道路	交差角が 75 度以上 90 度以下	3 メートル
	交差角が 75 度未満 60 度以上の長辺	4 メートル
	交差角が 75 度未満 60 度以上の短辺	2 メートル
幅員 9 m 以上の道路	道路管理者との協議による。	

- (5) 交差点においては、必要な見通しを確保するものとする。

- (6) 交差点に接続する開発道路の縦断勾配は、できるだけ長い区間 2.5 パーセント以下の緩勾配にするものとする。

(道路施設の構造)

第 8 条 次の各号に掲げる道路施設は、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、それぞれ当該各号に定める基準に基づくものとする。

(1) 舗装

ア 道路面はアスファルト舗装とし、再生密粒度アスコン 13 ミリメートルトップで、厚さ 5 センチメートルを標準とする。なお、歩道等は、厚さ 3 センチメートルを標準とする。

イ 下層路盤は再生砕石 RC-40 で、厚さ 20 センチメートルを標準とする。なお、歩道等は、厚さ 10 センチメートルを標準とする。

ウ 路床は、事業者は道路管理者と立会いの上、3 点以上の試料を採取し、設計 CBR 値を計測するものとする。計測結果より区間 CBR を算定し、事業者は道路管理者と協議の上、舗装構成を決定するものとする。また、区間 CBR が 3 パーセント以下の場合、設計 CBR 20 パーセント以上の良質土又は改良土で置換えするものとし、セメント改良は不可とする。ただし、道路管理者が必要ないと判断した場合は、この限りではない。

エ 道路下面には、コンクリートガラ、ごみ等の産業廃棄物を残置させないものとする。

オ 事業により大型車の通行が予想される場合は、事業者は道路管理者と協議の上決定し、十分な強度を有する舗装構成とするものとする。

(2) 横断勾配

ア 道路の横断勾配は、片勾配を附する場合を除き、次の表に掲げる値を標準とする。

区分	路面の種類	横断勾配 (%)	
		片側 1 車線	片側 2 車線以上
車道	アスファルト舗装	1. 5	2. 0
歩道	アスファルト舗装	2. 0	

(3) 縦断勾配

ア 道路の縦断勾配は、次の表に掲げる規定値以下とする。ただし、地形の状況により市長がやむを得ないと認める場合には、特例値以下とすることができる。

道路の区分	縦断勾配 (%)	
	規定値	特例値
幅員 9 m 未満の道路	9. 0	1 2. 0
幅員 9 m 以上の道路	道路管理者との協議による	

イ 縦断勾配を 6 パーセント以上とする場合は、事業者は道路管理者と協議の上、滑り止め対策（滑り止め舗装、横断側溝等）を講じるものとする。

- 2 開発道路と隣接地の境界は、道路側溝、地先境界ブロック等の構造物により明確にするものとする。
- 3 開発道路は、原則擁壁等土留構造物を設置しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、土留め付き側溝を落差 1. 0 メートル未満まで使用できるものとする。
- 4 開発道路内には、道路法第 3 3 条の規定に準じ電柱類を設置しないものとする。ただし、やむを得ず電柱類を設置する場合は、事業者は道路管理者と協議を行うものとする。

(排水施設)

第 9 条 次の各号に掲げる排水施設は、雨水を有効に排出するため堅固で耐久性を有する構造とし、それぞれ当該各号に定める基準に基づくものとする。

(1) 道路側溝

ア 道路側溝は開発道路の両側に布設するものとし、道路及び歩道等ともに P U 3 型（3 種・J I S A 5 3 7 2）（定尺物 2. 0 メートル／本使用）を標準とする。なお、側溝本体を切断して使用する場合は、最小の長さを 2 分の 1 以上とする。

イ 断面は、流量計算により決定し、3 0 0 ミリメートル角を最小とする。縦断勾配は、3 パーミリメートル以上を確保するものとする。ただし、やむを得ず縦断勾配

の敷き調整を行う場合は、事業者は道路管理者と協議を行うものとする。

エ 側溝蓋は、側溝本体の継ぎ目に合わせて布設し、PC4型（3種・JISA5372）集水タイプを標準とする。なお、側溝蓋を切断して使用する場合は、普通甲蓋を使用し、最小の長さを2分の1以上とする。

オ 開発道路内に電柱類を設置する場合は、電柱よけ側溝及び蓋を使用するものとする。

(2) 横断暗渠・横断側溝

ア 横断暗渠・横断側溝は、排水施設が道路横断する部分及び大型車の乗り入れ部分に使用することとし、両側に集水枡を設置した上で接続するものとする。

イ 断面は、流量計算により決定し、300ミリメートル角を最小とする。

ウ 横断暗渠は、道路側溝用横断暗渠を標準とし、設計荷重は、T-25とする。なお、横断暗渠本体を切断して使用する場合は、最小の長さを2分の1以上とする。

エ 横断側溝は、スリット側溝（横断用）を標準とし、設計荷重は、T-25とする。なお、スリット側溝本体を切断して使用する場合は、スリット側溝（切断用）を使用し、最小の長さを2分の1以上とする。

オ 敷き調整を行う必要がある場合は、道路側溝横断用（細目グレーチング・ボルト固定式）を標準とする。

(3) 集水枡

ア 集水枡は、側溝の合流部、屈曲部（90度）等にCKU枡（細目グレーチング付110度開閉）を標準とし、グレーチングのヒンジが民地側となるように設置するものとする。また、内幅が700ミリメートル以上の場合は、2分割観音開き式を標準とする。

イ 泥溜めの深さは、15センチメートルとする。

ウ グレーチングの設計荷重は、車道はT-25とし、歩道等はT-14とする。なお、集水枡の位置が車道部となり交通量が多い場合は、ボルト固定を標準とする。

エ 集水枡の内幅は、接続する側溝の内幅が300ミリメートルまでは、500ミリメートルとする。接続する側溝の内幅が300ミリメートルを超える場合は、側溝の内幅プラス200ミリメートル以上とする。なお、集水枡を斜めに接続する場合は、側溝の内幅が集水枡の内幅を超えないようにするものとする。集水枡への流入・流出が3方向以上となる場合は、事業者は道路管理者と協議の上決定するものとする。

る。

オ 集水柵の深さが1メートルを超える場合は、タラップ（幅30センチメートル）を設けるとともに、集水柵の内幅を800ミリメートル以上とする。

（交通安全施設）

第10条 道路が崖若しくは水路等に接している場合又は屈曲部で市長が交通安全上必要と認める場合は、ガードレール、カーブミラー、街路灯等必要な交通安全施設を設けるものとする。

2 交通安全施設の構造、設置位置等については、事業者は道路管理者その他管理者と協議するものとする。

（注意標識）

第11条 開発道路が行き止まり道路の場合は、通り抜けできないことを示す標識を通行する者が見やすい位置に設置するものとする。

2 注意標識の構造、設置位置等については、事業者は道路管理者と協議するものとする。

（区画線）

第12条 道路面上の区画線（センターライン、停止線等）は、事業者は道路管理者及び公安委員会と協議し設置するものとする。

（交差点協議）

第13条 事業者は、新たに交差点を設置する場合は、事業者は道路管理者及び公安委員会の指示に従うものとする。

2 事業者は、交差点協議により道路管理者及び公安委員会から意見又は条件を受けた場合は、これに従うものとする。

（承認工事）

第14条 事業に伴う隣接する既設の道路及び側溝等の改良が必要な場合は、事業者で行うとともに道路法第24条の規定による道路管理者の承認を受けるものとする。また、速やかに碧南市道路管理規則（平成7年碧南市規則第8号）第2条に基づく申請手続を行うものとする。

（境界標等）

第15条 事業者は、工事着工前に、関係する既存の境界標示（杭、鋸、プレート等）の有無を土地所有者立会いの下必ず確認するものとする。

2 工事施工中に既存の境界標示の一時撤去が必要となった場合は、控えをとり工事完了

後速やかに復元し、再度立会い確認を行うものとする。

- 3 境界標示の損失、破損等により事業者と住民との間でトラブルが生じた場合は、事業者の責任において土地家屋調査士に依頼をし、境界表示の復旧を行うものとする。
- 4 工事完了後、帰属施設の境界標示を原則民地側に設置するものとする。

(完了検査等)

第16条 事業者は、事業が完了したときは、速やかに工事写真を提出し、完了検査を受けるものとする。

- 2 工事写真は、全景写真のほか、各工種（床付け、基礎工、製品据付工、埋戻し工、下層路盤工、舗装工等）の施工状況の分かる状況写真及び不可視部分の出来形値の分かる出来形写真を提出するものとする。

(瑕疵)

第17条 瑕疵担保期間は、完了公告の翌日から2年間とする。

(その他)

第18条 開発道路は、道路の維持、景観の保持及び周辺住民への配慮から、事業完了後2年の間、道路の掘返しは施工しないものとする。

- 2 開発道路に帰属施設以外の道路占用物がある場合は、事業者はその構造等について事前に道路管理者と協議をするものとする。また、完了公告後、速やかに道路占用手続きを行うものとする。
- 3 開発道路の構造、排水施設等が、周辺状況によりやむを得ずこの指導基準に準ずることができない場合は、事業者は道路管理者と協議をするものとする。

(雑則)

第19条 この基準に定めのない事項については、事業者は道路管理者との協議により定める。

附 則

この設置基準は、令和3年1月1日から施行する。